



平成22年7月12日

各位

会社名 株式会社マルハニチロホールディングス
代表者名 代表取締役社長 久代 敏 男
(コード番号 1334 東証第一部)
問合せ先 広報IR部長 川 文 人
(TEL 03-3216-0821)

第二種優先株式（自己株式）の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成19年10月に発行した第二種優先株式全部につき、会社法第156条の規定に基づく取得及び当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 優先株式の取得及び消却を行う理由

当社は、平成19年10月に株式会社マルハグループ本社と株式会社ニチロ（以下ニチロ）の株式交換による経営統合を実現し、企業価値の向上に向け鋭意取り組んでおります。

今般、上記株式交換においてニチロ優先株主に対し交付した第二種優先株式について、当社資本政策の機動性と柔軟性の向上及び企業価値の拡大に向けた取組みの観点から、取得及び消却することと致しました。

当該優先株式は、平成22年9月1日から普通株式への転換請求が可能となるため、転換請求可能期間到来前に当該優先株式を全て取得及び消却することで、普通株式の価値の潜在的な希薄化を抑制し、株価の維持・向上に寄与し、延いては株主価値の向上に繋がるものと考えております。

2. 取得に係る事項の内容

取得株式の種類	:	第二種優先株式
取得株式の総数	:	4,000,000株
取得価額	:	1株につき1,020円
取得価額の総額	:	4,080,000,000円
取得日	:	平成22年7月12日
取得先	:	農林中央金庫

3. 消却に関する事項の内容

消却する株式の種類 : 第二種優先株式
消却する株式の数 : 4,000,000 株
消却日 : 平成 22 年 7 月 12 日

(ご参考)

当社第二種優先株式の概要

発行日	平成 19 年 10 月 1 日
発行株式数	4,000,000 株
発行価額	1 株につき 1,000 円
発行総額	4,000,000,000 円
優先配当金	平成 22 年 3 月期に係る配当まで: 日本円 Tibor(1 年物)+1.5%、 平成 23 年 3 月期に係る配当から: 日本円 Tibor(1 年物)+3.0%
当初転換価額	平成 22 年 9 月 1 日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の 株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均 値
転換請求期間	平成 22 年 9 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日まで

以 上